

平成 29 年度版 個人市民税・県民税

■ 納税の方法

申告をいただいた課税資料などをもとに個人の市民税・県民税を計算し、税額を生じた人に納税通知書をお送りして納付いただきますが、その納付方法には、普通徴収と特別徴収があります。

- ◆ 普通徴収： 納付いただく人に対して納税通知書を送付し、年間の税額を 4 回に分けて、市指定の金融機関で納めていただく方法です。各納期は第 1 期が 6 月、第 2 期が 8 月、第 3 期が 10 月、第 4 期が翌年の 1 月で、各月の末日が納期限となります。

なお、コンビニエンスストアでの納付も一部できるようになっておりますのでご利用ください。

- ◆ 給与特別徴収： 納付いただく人の勤務先が納税義務者となり、年税額を通常 12 回に分けて月々のお給料から天引きにより差し引き、これを勤務先である納税義務者が月々市へ納めるという方法です。第 1 回目のお給料からの天引きは 6 月分のお給料からとなり、翌年 5 月分のお給料が最終 12 回目の天引きとなります。

なお、退職により給与天引きできなくなった場合で、給料から差し引くことができなくなった税額については、次の場合を除き、普通徴収の方法で納めていただくこととなります。また、65 歳以上の公的年金に係る住民税は天引きの対象とはなりません。

(1) 退職金等から一括して天引きされる場合

(2) 新しい会社に再就職し、その会社が引き続き特別徴収することを申請した場合

※給与所得の税額と公的年金所得の税額の特別徴収（給与から天引き）について

平成 21 年度の税制改正により、給与所得の税額と公的年金所得の税額を合計して特別徴収（給与から天引き）をすることができなかったため、公的年金からの特別徴収の対象とならない方（65 歳未満の方など）は、公的年金所得にかかる税額を、納付書や口座振替により納めていただきましたが、平成 22 年度より、65 歳未満の方は、申し出がない場合は、給与所得の税額と公的年金所得の税額を合計して特別徴収（給与から天引き）となります。

※退職手当に係る住民税の特別徴収

退職手当等の支払いがされる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、市町村民税と道府県民税をあわせて、退職者の退職する年の 1 月 1 日現在居住の市区町村に納入（これも特別徴収といいます。）することになっています。

- ◆ 公的年金特別徴収： 老齢基礎年金等の公的年金から天引きにより差し引き、年金事業者が毎回市へ納めるという方法です。

- 対象となる人

4月1日現在 65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある人です。

ただし、次の場合等においては、特別徴収の対象外となります。

- (ア)この年度分の老齢等基礎年金給付の年額が18万円未満の人
- (イ)この市町村の行う介護保険の特別徴収対象被保険者でない人
- (ウ)この年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える人

- 特別徴収の対象税額

公的年金等に係る所得割額及び均等割額。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの天引き、または納付書で納めていただくこととなります。

- 特別徴収の対象年金

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等が対象になります。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の天引きはされません。

- 天引きが中止となる場合

天引き開始後、市外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、天引きが中止となり、普通徴収により納めていただくこととなります。

- 公的年金等受給者(65歳以上)に係る個人住民税の徴収方法

- (1)特別徴収を開始する年度

6月と8月に年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。

10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを年金保険者(日本年金機構等)が公的年金から徴収して、市へ納入します。

- (2)2年目以降

4月・6月・8月は、前年度の公的年金などの所得に係る年税額の2分の1に相当する額を年金保険者(日本年金機構等)が公的年金から徴収して、市へ納入します。

10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を年金保険者(日本年金機構等)が公的年金から徴収して、市へ納入します。